

「経営者保証に関するガイドライン」について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題を解決するために、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」により取りまとめられた中小企業（債務者）・経営者（保証人）・金融機関（債権者）の自主的なルールです。

信用金庫と中小企業の経営者との間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインが適用されることとなります。

本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

- [経営者保証に関するガイドラインをご存じですか](#)^{PDF}
- [経営者保証に関するガイドライン](#)^{PDF}
- [事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則](#)^{PDF}
- [廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方](#)^{PDF}
- [経営者保証に関するガイドライン Q&A](#)^{PDF}
- [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A](#)^{PDF}

なお、同ガイドラインについては、お取引をされている信用金庫のほか、次の相談窓口でご照会いただけます。

- 全国しんきん相談所 電話03-3517-5825

以 上

一般社団法人全国信用金庫協会